

勤務条件の概要

○ 給与

給与は、民間企業の基本給に相当する俸給と、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、及び期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)等の手当からなっています。

【参考】

行政職の初任給の概要(福岡市に勤務の場合)

一般職試験(大卒程度試験)の場合(行政職俸給表(一)1級25号俸) 俸給 232,000円、地域手当 20,880円 計252,880円
一般職試験(高卒者試験)の場合(行政職俸給表(一)1級5号俸) 俸給 200,300円、地域手当 18,027円 計218,327円

※学歴、経験等により調整される場合があります。

※令和7年12月現在

○ 勤務時間・休暇等

勤務時間は原則として、1日7時間45分(週38時間45分)。土曜日、日曜日及び祝日等は休み。フレックスタイム制を利用することが可能。

休暇には、年20日の年次休暇(4月1日採用の場合、採用の年は15日)のほか、病気休暇、特別休暇(夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等)、介護休暇等があります。

WLB(仕事と生活の調和)のための制度

不妊治療で通院等をする場合 出生サポート休暇 年5日(体外受精・顕微授精に係る通院等の場合は年10日)	出産する場合 産前・産後休暇 産前6週間、産後8週間 (多胎妊娠の場合は産前14週間)	妻の出産に伴う入院の付添い、子の出生の届出等を行う場合 配偶者出産休暇 2日の範囲内	妻の出産予定日の6週間前からこの誕生日以後1年を経過するまでの間に、その出産に係る子、小学校就学前の子を養育する場合 育児参加のための休暇 5日の範囲内
生後1年未満の子を保育する行う場合 保育時間 1日2回それぞれ30分以内で勤務しないことが可能	3歳未満の子を養育する場合 育児休業 配偶者の就業等の状況にかかわらず、原則2回まで取得可能	小学校就学前の子を養育する場合 育児短時間勤務 勤務時間を1日3時間55分(週19時間35分)等に短縮	小学校就学前の子を養育する場合 育児時間 1日の勤務時間につき2時間又は1年につき10日の範囲内で勤務しないことが選択可能
小学校3年生までの子を看護する場合等 子の看護休暇 年5日(対象となる子が2人以上の場合は年10日)	小学校就学前の子を養育又は父母等を介護する場合 超過勤務の免除	小学校就学前の子を養育又は父母等を介護する場合 深夜勤務・超過勤務制限 深夜勤務を制限 超過勤務は月24時間・年160時間以内に制限	小学校就学前の子、小学校等に就学している子を養育又は父母等を介護する場合 早出遅出勤務 始業・終業時刻を繰り上げ又は繰り下げて勤務
配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等を介護する場合 介護休暇 6か月の期間内で必要と認められる期間	配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等を介護する場合 介護時間 連続する3年の期間内において、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことが可能	配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等の介護等を行う場合 短期介護休暇 年5日(対象となる要介護者が2人以上の場合は年10日)	外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする場合 配偶者同行休業 3年超えない範囲内

※令和7年12月現在